

議会受付番号	鎌議第 1324 号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長（健康福祉部 市民健康課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

医師法第 7 条第 2 項の判断と市の自発的対応

2 質問の要旨

- 1 鎌議第 1253 号の答弁により、今後の委託の判断については、まずは、医師法第 7 条第 2 項に該当するか厚生労働大臣が下してから行う旨の記載を市長は行っているが、それでは、厚生労働大臣の判断は如何か確認をして頂きたい。
又、判断はいつでるのか。そのプロセスは何か。
- 2 医師法第 7 条第 2 項に該当するか否かの判断を鎌倉市は待つとのことだが、そもそも厚生労働省が把握していないのではないかと。きちんと報告を厚生労働省に対して行うべきだ。如何か。
- 3 判断が出るまでの間、また同様に期限切れワクチンを接種しないよう、一時的に該当した医院、医師への委託は停止すると共に、市民がその病院に行くか行かないかをきちんと判断できるよう、病院名を公表すべきではないか。如何か。いつまでに行うか。答弁せよ。

3 答弁

- 1 厚生労働省に問い合わせをしたところ、有効期限切れワクチンの接種については、定期接種実施要領（厚生労働省）において、実施主体である市町村長が実施責任を負うものとされており、医師にその責任が及ぶものではない、とのことでした。ただし、接種した医師が、被接種者からの告発、被害届などにより、故意または悪意をもって接種したことが裁判で明らかとなり、傷害罪等の刑事罰が確定した場合には、その確定をもって医師法第 7 条第 2 項の適用が法に基づく所定の手続きを経て検討されることになる、との回答でした。

2 今回の市の調査で確認できた事例については、接種した医療機関から「予防接種事故報告書」が提出されたので、速やかに県を通じて厚生労働省へ報告します。

3 期限切れワクチンを接種した医療機関は、市と鎌倉市医師会の指示に基づき、速やかに被接種者の保護者に対し謝罪し、健康被害や副反応の有無を確認しました。また、被接種者又はその保護者に対してすでに十分な説明を行い、理解を得ており、再発防止策に取り組んでおります。病院名については、さきに市議会に提出している資料と同様に、鎌倉市情報公開条例に基づいて一部非公開情報としており、公表する予定はありません。

なお、今回の期限切れワクチン接種の接種状況については、市のホームページで公表していきます。